

○山井委員 三十分間、質問をさせていただきます。

残念ながら、けさ、残業代ゼロ法案、過労死促進法とも言われる今回の働き方改革法案が閣議決定をされたそうであります。今までから多くの議員が、人の命を奪う、過労死をふやすこの働き方改革法案、過労死促進法はやめてほしいということ saying ってきたにもかかわらず、閣議決定をされたということに強く抗議をしたいと思えます。そして、きょうの夕方、国会提出とも言われていますが、ぜひともやめていただきたいというふうに思えます。

それで、その中で、きょうのこの審議は、ファクスを送られた野村不動産過労死の御遺族や、あるいは、もしかしたらその代理人弁護士の方も、何らかの形でこの質疑のことを知られる可能性は当然あると思えます。そういう中で、本当に、この過労死の方々の思い、御遺族の苦しみ、そういうものに寄り添う国会審議に全くなっていない、そういうことを加藤大臣の答弁を聞くたびに私は痛感してなりません。

何よりも、この労働法制の議論というのは、人の命がかかっているわけであります。命がかかっているのに、きょうも議論がありましたけれども、加藤厚生労働大臣、そして厚生労働省は、事もあろうに、理事懇、理事会に虚偽の内容のペーパーを配付した。こういうことでは、もう国会審議の前提が崩れているんですよ。

先ほどのプレゼント発言や是正勧告したのかという答弁も、議事録と照らし合わせたら、一般国民からすれば虚偽の答弁なんですよ。一般国民からすれば、虚偽の文書を厚生労働、出しているんですよ。言い方は悪いけれども、この厚生労働委員会、虚偽答弁、虚偽資料、それでどうやって人の命を守る働き方改革関連法案の審議ができるんですか。

森友、加計、イラクの日報。隠蔽、改ざん、国民に対してうそをつく。本当にいいかげんにしていただきたい。

ですから、最初に委員長に申し上げますが、どう考えたって、是正勧告を行ったことを認めた発言はなかったというのは、これは虚偽です。私たちは納得できません。このペーパーはつくり直してください。そして、その上で、これは罪は重いですよ、集中審議の前に虚偽のペーパーを出しているんですからね。審議妨害ですよ、これは。審議妨害ですよ、うそのペーパーを集中審議の前に出すなんてことは。

当然、これは謝罪、撤回した上でもう一度出し直し、そして当然、安倍総理も出席していただいて、この野村不動産の集中審議のやり直しをしていただきたいと思えます。委員長、お願いいたします。

○高鳥委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○山井委員 そういう中で、私は今回、本当にちょっと、大変なショックを受けておりますのは、昨日十二時過ぎ、今が一時ですから、もう二十四時間以上たっております。昨日の正午過ぎに、その御遺族の方が、名前は伏せてほしいけれども、過労死で亡くなったというこの事実を公表することには同意するという趣旨のファクスを東京労働局に送ったのではないかというようなことを漏れ聞きました。

それで、そういう情報を聞きましたので、あと、そのことに関連して、きのうの参議院厚生労働委員会でも、その趣旨の質問があったときに、加藤大臣は、きょうの配付資料にも入っておりますが、答弁をされているんですね。ここの配付資料に入っております、十三ページですね、テープ起こしをさせていただきました。

その中で、加藤大臣は、おっしゃっている感じのファクスが来ていることは事実であります。ただ、その中身については、正直言って、それ以外何の連絡もいただいておりませんから、それがどなたなのか、どういう趣旨なのかを含めて、今、私どもとして申し上げる情報を持っていないということです。

私は、非常にこの答弁を聞いてショックを受けました。つまり、御遺族の方が大変な苦悩をされた上で、恐らく、やはり過労死の事実を公表することは同意する、そういう趣旨のファクスを出されたんじゃないかと思うんです。にもかかわらず、まだ野村不動産で過労死が起こったという事実すら加藤大臣は認めない。おまけに、先ほど聞いたなら、一日以上たっているのに電話の一本もかけていない。

やはり、御遺族の思い、苦しみ、願いというのは、私は本当に地球より重いと思えますよ。それに対して、事実上、丸一日以上これを放置していることになっているんじゃないか、そういう気がしてなりません。

加藤大臣、御遺族からそういうファクスが来たのであれば、簡単なことなんですよ、もうみんな知っているん

ですから、野村不動産で過労死があったことは、野村不動産も認めていますから。マスコミでも報道されていますから。ぜひその御遺族からのファクスを受けとめて、公表することに同意するというファクス、来たんですよ、ぜひ加藤大臣、野村不動産で過労死の事案は起こりましたということをお認めください。

○加藤国務大臣 今委員から御指摘がありましたように、きのう、野村不動産の絡みということでファクスを頂戴をいたしました。ちょうど参議院の厚生労働委員会の最中に、私、ファクスを見させていただき、福島議員からそれに関する御質問があったので、それに対して、その段階の状況でのお話をさせていただいたということでございます。

いずれにしても、ファクスという形で頂戴をしておりますから、御本人の意思等の確認等、これをしっかりやっていかなきゃならないということで、今、やはり一番大事なのは、今委員御指摘ありました、ちょっとこの話は難しいんですけども、今の私どもの段階では、個々について、労災についてコメントしない、これを前提にお話をさせていただいているということでもしていきたいと思っておりますけれども、そういった意味においても、そうした方々の事情というものを、それをしっかり踏まえながら、また、その方の御利益、立場を踏まえながら私たちは対応していきたいというふうに思っております。

今、全くこの間していないわけではなくて、この間、これはすごく説明は難しいんですけども、もちろんいろんなやりとりがあります。そういったことも含めて、これは一般論で言わせていただいておりますけれども、通常であればいろんなやりとりがあるわけでありますから、そういったものも確認しながら、しっかり、先方に最終的にはもちろん連絡をとり、そして直接お会いをし、そして確認をしていく、こういう作業を一つ一つしていく必要があるんだろうというふうに思います。

前から申し上げておりますように、私どもは過労死案件を隠しているわけではありません。それぞれの過労死の方々の御意思の中で、直接公表があれば、それをベースにお話をさせていただいておりますし、今回は、こういうケース、正直言って初めてでございますから、どういう対応をすべきなのかということも含めて、今、中で議論をしながら、そして、事実確認についても、御先方さんのこともしっかりと踏まえながらやらせていただいているということでございます。

○山井委員 いや、ということは、今の答弁によると、きのうの厚生労働委員会の最中、福島みずほ議員の質疑の前ということは、二時四十分より前ということですね。きのうの二時四十分より前にそのファクスを見ておきながら、まだ電話の一本もされていない。

私は、これは、本当に、下手をすると、過労死隠しと言われても仕方ないんじゃないかと思っておりますよ。今までから、御遺族が同意されないから個人情報には触れられないんだということを百回ぐらい聞きましたよ。ですから、今回、本当に悩みに悩みながら、わかりませんよ、わかりませんが、きのうファクスをされたんじゃないかと思っております。

さらに、これも私の勝手な推測ですけども、要は、きょう閣議決定をされる、国会提出されるんじゃないか、そういう前に、やはりこの事実は世の中の人に知ってもらう必要があるんじゃないかということ、国会提出、働き方法案の閣議決定の前に公表してもらう必要があるんじゃないかと、もしかしたら思われたのかもしれませんが。というのが、きのうという日にちですからね。

にもかかわらず、電話の一本もされないということで、先ほどから柚木議員が、もう今すぐ、あるいはこの昼休みにでもと、恐らくファクスの中に電話番号は、連絡先は当然あったというふうに推測しますので。なぜ電話しないんですか。

○加藤国務大臣 ですから、そういったいろんなことも踏まえて、ちょっと一般論と個別が一緒になっているので非常に答弁しにくいところがあるんですけども、ちょっと一般論としてお話をさせていただきながら、酌んでいただくしかないと思うんですけども、この話は。ということで、我々もいろいろ集めながらやらせていただいて、別に、連絡しないとか、接触しないとかいうことを、私どもは一言も言っているつもりはございません。

いずれにしても、そうした準備もしながら、今、私の方からも、先ほど柚木議員からも御指摘がありましたので、先方に接触をし、そして、しかるべきタイミング、もちろん先方の都合のよいときということになるわけでありますけれども、直接伺って、しっかり話を聞いていく、そういったことも指示をさせていただいたところでご

ざいます。

○山井委員 きょうが働き方改革法案の閣議決定か国会提出じゃないかという情報は、報道でも流れておりました。それで、きのうファクスがありました。

うがった見方をすると、閣議決定、国会提出する前、大詰めの前日、あるいは当日に野村不動産の過労死の事実を認めたくない。安倍総理が働き方改革推進法案の目玉として推進してきた裁量労働制の拡大で、野村不動産が、過労死があった。おまけに、そのことは国民には言わずに、野村不動産に関しては厳しく取締りをしたという、ある意味でこの特別指導を厳しく裁量労働制を取り締まっていますというPR材料に使ってきた。しかし、実際は、とんでもない、PRじゃなくて、過労死が起こって初めて指導ができた、大失敗事例じゃないか。人が死なないと特別指導しない、六百人も違法の裁量労働制がありながら、過労死がないとそれを摘発できなかった、大失敗事例じゃないですか。

そういう意味では、昨日、ファクスで御遺族が、裁量労働制で自分の家族が亡くなったことを公表することに同意する、そういうことを決断するファクスを送られたということは非常に重たいですよ。にもかかわらず、まだ電話の一本もしない。

今、加藤大臣おっしゃいましたけれども、じゃ、いつ電話するんですか、いつ会われるんですか。

○加藤国務大臣 まず、委員、一般論ですよ、過労死事案等もあれば当然監督指導は入ります。それはもちろん、そうした過労死が出たこと、これはもう本当に我々真摯に受けとめなきゃいけません、しかし、そうしたことを二度と起こさない、その企業によって起こさない、そういうつもりで、それぞれの監督官は入り、徹底した監督指導に努めているわけでありますので、そこのところはしっかり認めていただきませんと、それは監督指導に当たっている人間は、何のためにやっているのかということに私はなるのではないかというふうに思います。

ただ、委員おっしゃるように、過労死をなくす、これはもう与野党問わず、我々の思いでありますし、我々はそれに向けて一生懸命やっていく、そういうことで対応させていただいているということでございます。

それから、今委員からお話がありましたけれども、先ほども少し御説明いたしました、先ほど柚木委員からも御指摘がありましたので、事務スタッフの方に、連絡をとって、そして直接会ってしっかり話を聞け、もちろん相手の事情をしっかりと踏まえながらということをお願いしたところでございます。

ただ、いつ会うかとか、そういう話は私どもの方で申し上げるものではないんだろうと思います。

○山井委員 電話しろという指示は、いつされたんですか。もう二十四時間以上たっていますよ。何で一日以上電話の一本もしないんですか。

○加藤国務大臣 もともとファクスを頂戴したときから、これに対して対応するという事は申し上げております。ただ、いろいろな準備をしたり、調べたり、対応したりということである程度時間がかかっているということでございますけれども、しかし、その上において、また改めて、柚木委員等からもお話がありましたので、私の方からもう一度そういう指示を出した、こういうことでございます。

○山井委員 先ほども言ったように、働き方改革法案の閣議決定、国会提出の前日にはその事実を知らせたくない、あるいは当日のきょうには知らせたくない、そういう思惑で引き延ばしているとしか思えません。電話一本すればいいんじゃないんですか。電話の一本すらしていない。

もしかしたら、電話して、公表してもらって結構ですと御遺族から電話で言われたら困るからとか、そういうことも、もしかしたら思っておられるんじゃないんですか。全く納得できません。

ここにありますように、先ほどの尾辻議員の配付資料で、つまり、残念ながらこの五十代の男性社員が裁量労働制で亡くなられていたのは、二〇一六年の九月なんですね。もう一昨年九月なんですよ。それで、労災申請されたのは昨年の春。それで、労災認定を受けたのは去年の十二月二十六日。つまり、昨年の春から十二月まで約八カ月、労災申請してから労災認定まで、労働基準監督署と何回も何回も何回も何回もやりとりしているんですよ。

それに対して、加藤大臣のこの発言は失礼じゃないですか。この十三ページ、福島議員とのやりとりで、ファクスが来ていることは事実ですが、その中身については、正直言って、それ以外何の連絡もいただいておりませんから、それがどなたからなのか、どういう趣旨なのかを含めて、申し上げる情報を持っていない。

御遺族からなんでしょう。そして、過労死を公表してもいいと。同意ということじゃないんですか。そのファク

スが来た。大臣はそれじゃ足りないと言うのかもしれないけれども、御遺族の方の思いを酌み取ってくださいよ。

普通、ファクスとか送らないですよ。でも、やはりこういうことが明らかになって、そのことが、同じように裁量労働制で過労死する人がなくなるんじゃないか、そういうことを思って、本当につらいけれども、つらいけれども、悩み抜いてファクスされたんじゃないんですか。

きょうも、過労死の御遺族の方々、傍聴に来られていますけれども、それは普通、家族を亡くしたら立ち上がれませんよ。公表なんかできませんよ。ファクスなんか送れませんよ。何の得にもならないんですから、御自分にとったら。でも、今、国会でこれだけ問題になっているのに、いまだに加藤大臣が、野村不動産の過労死、自分の家族のことを認めない。これでは対策が進まないじゃないですか。そういう思いでファクスが来たに決まっているじゃないですか。

にもかかわらず、それがどなたからなのか、どういう趣旨なのかわからない。御遺族じゃないんですか。

加藤大臣、この野村不動産の過労死のことは、加藤大臣はいつ御存じになったんですか。いつお知りになったんですか。

なぜならば、きょう配付している資料の中でもありますように、特別指導については、十一月十七日に一番最初に報告が行っているんです。そして、二回目が十一月二十二日、三回目が十二月二十二日と、三回行っているんですね。

にもかかわらず、国会では、西村智奈美議員の質問に対して、きょうの配付資料四ページに入っておりますけれども、裁量労働制で長時間労働を促進するんじゃないかということに関しては、加藤大臣は、野村不動産は、監督指導を行ったところでございますという答弁をし、また、高橋千鶴子議員の二月二十日の質問に対しても、裁量労働制は長時間労働をさせることになるんじゃないかということに関して、野村不動産の事例を置いて、しっかり監督指導を行っているという答弁しているんですよ。裁量労働制を取り締まっている好事例として国会で答弁しているんですよ。しかし、それが、過労死が起こっていて、過労死がきっかけの指導だったら、失敗例じゃないですか。

これ、加藤大臣、いつお知りになったんですか。

さらに、今、資料が出てきました。十二月二十六日に安倍総理に対して報告をしたと、このペーパーが出てきましたけれども、安倍総理も、もしかしたら裁量労働制で過労死が起こっていたということを事前に御存じだったんじゃないんですか。

そうになっていると加藤大臣や安倍総理が知っていながら、史上初の特別指導ですよ、働き方改革法案は目玉ですよ、何で史上初の特別指導をやったのか、大臣や総理は普通聞くでしょう、史上初のことをやったんだから。そこでその一番大きな理由である過労死を報告しなかったというのは、普通は考えられないと思います。六百人の違法の長時間労働よりも、過労死が起こったという事実の方がはるかに重いんです。

加藤大臣、いつお聞きになりましたか。

○加藤国務大臣 いろいろなことをおっしゃられたので。

先ほど、福島議員にわからないという意味は、確認できていないからそういうことを申し上げたということでございます。

それから、好事例というお話がありましたけれども、委員のその議事録の前に、西村委員が野村不動産の例を挙げておられるわけです。(発言する者あり) いや、だから、触れておられるわけでありますから、それを踏まえてお話をさせていただいているということでございます。

それからまた、失敗事例ということですが、これは先ほど申し上げましたように、一般論でありますけれども、我々、残念ながら過労死が発生したところについても監督指導は入り、そしてそこに問題があれば是正勧告をし等々の措置をとらせていただいているわけでありまして、そうした過労死が発生したということは、本当にこれは残念なことであり、我々としてこれを重く受けとめなければなりませんけれども、それに対して、もう二度とそれをさせないんだということで、それぞれの監督官が入って監督指導しているということでもありますので、それをもって失敗事例と言われると、それぞれ現場で頑張っている監督官の皆さん方、それはどういう形でその話を受けとめられるのかなという、そんな思いで聞かせていただいたところでございます。

私がいつ知ったかについては、これは個別案件、過労死については個別案件でございますから、従前から申し上げられないということでございます。

○山井委員 今も西村議員もおっしゃっていましたが、西村議員は質問していないのに、加藤大臣は、野村不動産で監督指導したと本当に自慢げに言っているわけですよ。おまけに、しっかり監督指導していると高橋議員にも答えている。これは私は、一步間違えば虚偽答弁だと思いますよ。しっかり監督指導じゃないじゃないですか。人が死んでいるんですよ。過労死を出しているんですよ。過労死が出る前に取り締まれなかったということは、失敗じゃないんですか。成功なんですか、それが。

この黒塗りのペーパーの中に過労死ということが入っていますよね。史上初の特別指導なのに経緯が黒塗り、おかしいじゃないですか。史上初の特別指導をやったのに、なぜその経緯は国民に知らされないんですか。過労死じゃなかったんですか。

おまけに、この中に書いてあります、最後の、野村不動産を特別指導した理由1、理由1も黒塗り。何で特別指導を史上初めてした理由が国民に知らされないんですか。二番目が長時間労働。ということは、六百人の長時間労働より重い理由がメインにあるんじゃないんですか。

そういう意味では、御遺族がもうファクスを送られたんです。加藤大臣、この黒塗りの中から、過労死、労災申請、そして労災認定、それを明らかにしてください。御遺族がもうファクスしているんですから。そして、この中に過労死、労災認定、労災申請ということがありますよ。起こっているわけですから、過労死が。そうすれば、この特別指導というものの意味が全く違ってきます。

加藤大臣、一刻も早く過労死、労災申請、労災認定という黒塗りを外してください。そして国民に真実を知らせてください。それが、今回ファクスを送られた御遺族の思いにかなうことではないかと私は思います。答弁をお願いします。

○加藤国務大臣 従前から申し上げているわけでありましてけれども、私ども、これは一般論ですけども、過労死について隠しているわけではありません。一般的にも、これは先ほどから申し上げているように、終始一貫して、この過労死事案に対する政府の対応、厚生労働省の対応は一貫をしているわけでありまして、そしてそれに対して触れないというのがこれまでの一貫した対応なんです。

そういった中で、先ほど申し上げましたけれども、御遺族等が、あるいは代理人が公表されている、こういった場合には、その範囲内において、もちろん私どもは説明をさせていただきました。

それから、先ほど、ちょっと前の御質問で、山井委員から、同意をすればいつでもと何回も言っているというお話がありましたが、私は、同意をしたらという話は、したことは多分ないと思います。今申し上げたように、遺族や遺族の代理人の方がそうしたマスコミ等で公表された場合についてはこうやっています、こういう説明をさせていただいてきたわけでありまして。

○山井委員 これは働き方改革法案を通すために過労死を隠しているんじゃないか、そういう疑念を持っております。

それでは、ファクスを送ってでも野村不動産の過労死を認めない、ではどうしたら加藤大臣は野村不動産で過労死が起こったということを知ってくださるんですか。

○加藤国務大臣 認めないなんてことは一言も言っていないので、今、相手の御都合もしっかり踏まえながら確認作業をやらせていただくということを申し上げているので、余りそういった、我々がやろうとしていることと、何か、断じられると、うんという感じを受けるわけでございます。

先ほどから申し上げていますように、ただ、これまでの対応は、遺族ないし遺族の代理人がマスコミに対して公表されてきた、それを追認するという形でやってきたので、今回、こういう形のは初めてでありますから、そういうことでいろいろと丁寧に対応させていただいているということでございます、しかも、先ほどから申し上げておりますように、本件に、送られた方に対して接触をし、そして直接お話を聞く、こういう方向で今、準備というか、先方の御都合を聞きながら対応を図ろうとしているところでございます。

○山井委員 私が言っているのは、もう二十四時間以上たっているんですよ。客観的事実として、二十四時間以上たっているのに一本の電話もしていないじゃないですか。働き方改革法案を閣議決定する、国会提出する、そ

のときには認めたくない、それで時間を引き延ばしているとしたら私には思えません。

でも、今、加藤大臣、ほかの事例は記者会見されている、代理人あるいは御遺族とおっしゃっていたけれども、では、加藤大臣は、御遺族に記者発表しろとおっしゃるんですか。それは無理ですよ、はっきり言って。では、ファクスで……（発言する者あり）認めないから言っているんでしょう。恐らく、御家族の思いは、全く加藤大臣が認めないから、結局ファクスでも送らざるを得ないのかなと思われたんじゃないかと思いますよ。にもかかわらず、ファクスを送っても、いまだに野村不動産で過労死があったということすら認めない、この期に及んでも。では、どうしたらいいんですか。どうしたらいいんですか。

そういう御家族って多いと思いますよ。記者会見なんかできないですよ。プレス発表なんかそう簡単にできないですよ。でも、この事実は国民に知ってもらって、二度とこんな悲惨な過労死を、自分のように苦しむ遺族をふやしてほしくない、そう思っている人は多いですよ。

そういう意味では、このファクスに対して早急に、なぜこの場で、二十四時間以上たっているにもかかわらず、加藤大臣がそのことを認めないのか。私は、これはもう過労死隠しと言わざるを得ないと思います。

一般論として全て公表しろと言っているんじゃないですよ。史上初めての特別指導で企業名まで公表しているのであったら、そのきっかけであった、六百人の違法残業よりもより深刻な過労死を公表するのは当然じゃないですか。

さらに、安倍総理も知っておられたんじゃないですか。安倍総理がこのことを知っていて、国会答弁で裁量労働制の拡大を推進していたとしたら、私は大問題だと思います。

加藤大臣、改めてお答えください。安倍総理もこの過労死のことを御存じだったんじゃないですか。

○加藤国務大臣 先ほどから私は、確認をしないとやっているわけでもないし、それから、公表してもらわなきゃ困るなんてことも一言も言っていないんですよ。これはしっかりと丁寧に、そして相手方の立場をしっかりと踏まえながらやらせていただくということを申し上げているので、こういうふうに答弁してそういうふうに言われたのでは、逆にそこだけ聞いたら何だという話になってしまうんじゃないのかという感じ、私、そういう思いをしながらやりとりをさせていただいております。

それから、安倍総理の件については、先ほど申し上げましたけれども、こうした過労死事案について、まず、個々について申し上げるということではありません。それから、総理に一つ一つについて上げていることはございません。

○山井委員 今、安倍総理が過労死を聞いていたか聞いていないかということに対しては明言は避けられました。ぜひ安倍総理に来ていただいて、この場で集中審議をお願いしたいと思います。

なぜならば、繰り返し言いますが、これは一般論ではありません。裁量労働制の拡大という、安倍総理が働き方改革の目玉にしようとしていた、そして、かつ、その取締りの目玉としてやった特別指導が、きっかけが過労死であった、そのことを加藤大臣も安倍総理も知りながら国民に知らせなかったということになれば、これはもう国会審議自体が成り立ちません。

そういう国民に対して隠し事をする、もう一つ一つ言いません、きょうも勝田局長に質問する時間がなかったわけですが、虚偽答弁、虚偽資料、そういう前提においては働き方改革の法案審議なんか全くできない。そして、何よりも、何よりも、過労死の御遺族の思いを踏みにじるような、そういう今の態度は変えていただきたい、そのことを強く申し上げて、私の質問を終わります。